平成26年１月15日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
［ファミリータイム〔プランⅡ〕（選択約款）］

当社は，このたび，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき届出を行なったファミリータイム〔プランⅡ〕（平成26年３月１日実施）において，消費税等相当額を含んだ早収料金率等を変更することといたしましたので，電気事業法施行規則第47条の３の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，本則７（料金）に定める早収料金率，本則９（電化住宅割引）に定める電化住宅割引上限額ならびに附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める早収料金率および電化住宅割引上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表５（燃料費調整）および附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）本則７（料金）に定める早収料金率（Ａ表〔平成26年５月31日まで〕）

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188.00	88.00
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	399.60	29.60
電力量料金		
デイタイム		
１キロワット時につき		
夏季料金	37.08	2.75
その他季料金	32.04	2.37
ファミリータイム		
１キロワット時につき	26.70	1.98
ナイトタイム		
１キロワット時につき	9.96	0.74
５時間通電機器割引額		
５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	194.40	14.40
通電制御型蓄熱式機器割引額		
通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	140.40	10.40
最低月額料金		
１契約につき	410.40	30.40

（２）本則７（料金）に定める早収料金率（Ｂ表〔平成26年６月１日以降〕）

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
＜Ａ表（平成26年５月31日まで）＞		
基本料金		
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188.00	88.00
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	399.60	29.60
電力量料金		
デイタイム		
１キロワット時につき		
夏季料金	37.08	2.75
その他季料金	32.04	2.37
ファミリータイム		
１キロワット時につき	26.70	1.98
ナイトタイム		
１キロワット時につき	9.96	0.74
５時間通電機器割引額		
５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	194.40	14.40
通電制御型蓄熱式機器割引額		
通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	140.40	10.40
最低月額料金		
１契約につき	410.40	30.40
＜変更額＞		
基本料金		
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	0.00	0.00
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	0.00	0.00
電力量料金		
デイタイム		
１キロワット時につき		
夏季料金	0.06	0.00
その他季料金	0.06	0.00
ファミリータイム		
１キロワット時につき	0.06	0.00
ナイトタイム		
１キロワット時につき	0.06	0.00
５時間通電機器割引額		
５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	0.00	0.00
通電制御型蓄熱式機器割引額		
通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	0.00	0.00
最低月額料金		
１契約につき	0.00	0.00

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
＜Ｂ表（平成26年６月１日以降）＞		
基本料金		
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188.00	88.00
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	399.60	29.60
電力量料金		
デイタイム		
１キロワット時につき		
夏季料金	37.14	2.75
その他季料金	32.10	2.37
ファミリータイム		
１キロワット時につき	26.76	1.98
ナイトタイム		
１キロワット時につき	10.02	0.74
５時間通電機器割引額		
５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	194.40	14.40
通電制御型蓄熱式機器割引額		
通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	140.40	10.40
最低月額料金		
１契約につき	410.40	30.40

（３）本則９（電化住宅割引）に定める電化住宅割引上限額

区分および単位	電化住宅割引上限額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１契約につき	3,240.00	240.00

（４）附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める早収料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,155.00	55.00
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	388.50	18.50
電力量料金		
デイタイム		
１キロワット時につき		
夏季料金	36.04	1.71
その他季料金	31.15	1.48
ファミリータイム		
１キロワット時につき	25.95	1.23
ナイトタイム		
１キロワット時につき	9.68	0.46
５時間通電機器割引額		
５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	189.00	9.00
通電制御型蓄熱式機器割引額		
通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	136.50	6.50
最低月額料金		
１契約につき	399.00	19.00

（５）附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める電化住宅割引上限額

区分および単位	電化住宅割引上限額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１契約につき	3,150.00	150.00

（６）附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき	0.234	0.011

（７）別表５（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき	0.241	0.018